

権利を守り、地域で安心して、自分らしく暮らし続けるために

熊本市 成年後見支援センター

このようなことに困っていませんか？

契約手続きが
一人ではできない

お金の管理が
一人では難しい

自分が亡くなった後の
障がいのある子どもの
ことが心配

訪問販売等で高額な商品を
購入させられるなど
被害にあわないか心配



成年後見制度は、このような不安を解消できます
まずはお気軽にご相談ください

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

成年後見制度に関する相談窓口・問い合わせ

最寄りの各センターにご相談できます。
(QRコードから各センターの連絡先を確認することが可能です。)

高齢者に関するご相談

高齢者相談支援センター
ささえりあ



障がい者に関するご相談

障がい者相談支援センター



成年後見制度に関する関係機関

熊本家庭裁判所後見センター

連絡先 TEL 096-206-5091

相談内容 申立て手続き・成年後見申立書類の取得に関すること

熊本公証人合同役場

連絡先 TEL 096-364-2700

相談内容 任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続き

法テラス・サポートダイヤル

連絡先 TEL 0570-078374

法テラス熊本

連絡先 TEL 0570-078365

相談内容 法律相談・申立て費用の立替えに関すること

熊本県弁護士会

高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談

連絡先 TEL 0120-57-9960

毎週 月・木曜日 午後1時～4時(祝日・盆・年末年始を除く)

相談内容 成年後見制度のほか、様々な悩み等に対する法律相談

リーガルサポート熊本支部

連絡先 TEL 096-364-2889

相談内容 申立て手続き支援に関すること

熊本市成年後見支援センターの役割

1 相談窓口

◎市民の方々や相談支援機関からの成年後見制度に関する相談に応じます。

〈相談受付〉 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
9時～16時まで
※まずはお電話ください。

2 広報・啓発

◎成年後見制度の理解促進を目的とし、出前講座を開催します。

◎「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知いたします。

3 後見人支援

◎親族後見人等からの後見業務に関する相談や支援を行います。

◎親族後見人等に向けた研修会を開催します。

熊本市成年後見支援センター

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27
(熊本市社会福祉協議会内 3階)

TEL 096-245-8455 / FAX 096-327-5366

Eメール kouken-c@kumamoto-city-csw.or.jp

熊本市社会福祉協議会ホームページはこちら

<http://www.kumamoto-city-csw.or.jp/>

QRコードからも
ホームページを
確認できます。



成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまうなど悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このように判断能力の不十分な方々の財産や権利を守るために法的な援助者を選び、本人の意思を尊重し支援するのが成年後見制度です。

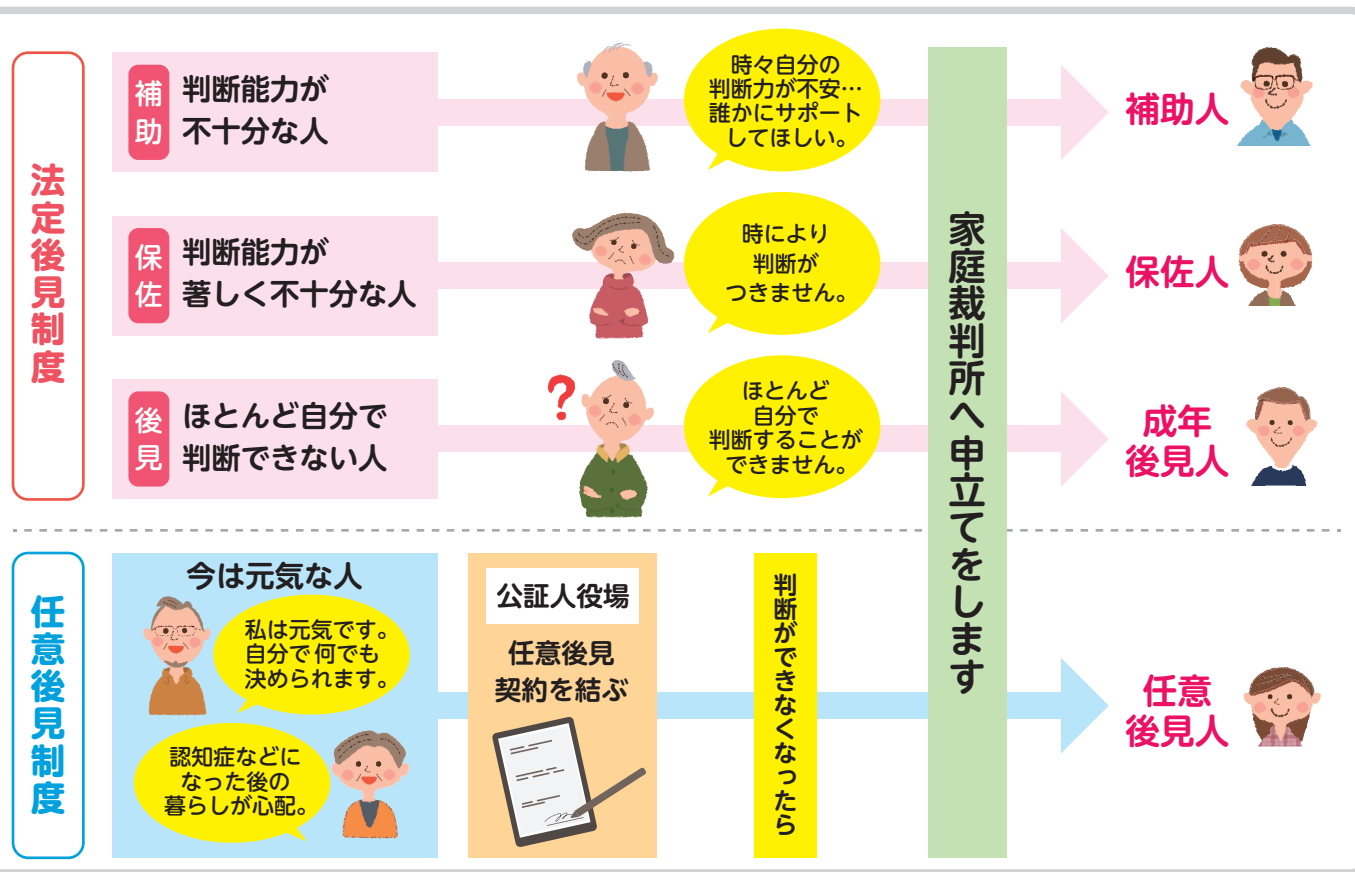
◎成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

法定後見制度

既に判断能力が低下している人のための制度です。家族や本人が裁判所で審判の申立てを行い、家庭裁判所から選任された法定後見人が判断能力の程度によって異なる権限の範囲内で援助していきます。

任意後見制度

判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。



成年後見制度を利用するにはどうしたらいいの？

Q 申立てはどこで行うの？

A 本人の住所地を管轄している家庭裁判所で行います。

Q 申立ては誰ができるの？

A 本人、配偶者、四親等内の親族です。ご親族がいない場合は市長が申立てを行うこともできます。

Q 成年後見人に、親族などがなることは可能なの？

A 申立ての際、候補者として挙げることは可能ですが、家庭裁判所の裁量により成年後見人等が選任されるため、必ず候補者が選任されるとは限りません。

Q 成年後見人が選任されると自分で買い物などできなくなるの？

A 食べ物や洋服など、普段の生活に必要なものは、今までどおり自分で購入することもできます。

Q 申立てにはどのくらい費用がかかるの？

A 診断書料などを含めて約2万円前後かかります。(鑑定料は除く)原則申立人が負担します。

Q 成年後見人に支払う報酬はどのくらいかかるの？

A 後見人等が行う業務内容や本人の財産状況によって家庭裁判所が決定します。そのため、人によって違います。

Q 成年後見人は申立てをしてから選任されるまでにどのくらい時間がかかるの？

A 早くても1か月、遅ければ数か月かかることもあります。

Q 成年後見人はどのような仕事をするの？

A 本人の預貯金や現金・不動産など本人の資産の管理をし、入出金のチェックなどをして収支の管理をします。また、医療費や介護費、税金や光熱費などの費用を支払ったり、年金などを受け取ったりします。また、本人の健康状態や生活状況を見守り、必要に応じて通院や入院、通所介護や訪問介護、施設入所などの契約を行います。これらの業務内容を定期的に家庭裁判所に報告します。

Q 成年後見人はなんでもできるの？

A 本人の代わりになんでもできるわけではありません。婚姻や離婚、養子縁組など身分に関する行為や遺言、日用品の購入など日常生活上行った行為の取り消し、手術や治療方法など医療行為の同意、介護や付き添い、入院の準備などの事実行為、勝手に居住用不動産を処分したり、身元保証・身元引受人になることもできません。後見人はあくまで本人を守るために法律行為をおこないます。